

○検定医薬品の自家試験成績書について

(昭和六一年三月一二日)

(薬監第二六号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導・生物製剤課長連名通知)

標記については、昭和四五年一〇月八日薬監第四六五号監視課長・細菌製剤課長通知「検定医薬品の自家試験成績書について」等により示したところであるが、今般、薬監第四六五号通知を次の通り改め、昭和六一年四月一日から運用することとしたので、御了知のうえ、その適正な運用を図られたい。

なお、本通知の改正に伴い、昭和四六年八月一一日薬菌第四二号細菌製剤課長通知「生物学的製剤製造試験記録の様式について」及び昭和四九年五月一六日薬生第三二号生物製剤課長通知「抗生物質医薬品の自家試験成績書について」は廃止するが、血液製剤以外の生物学的製剤に係る試験成績の様式については、別途通知するまでなお従前の例によるものとする。

記

1～6 改正文略